

平成30年4月採用

安曇野市職員採用試験受験案内
(保育士試験)

安曇野市

この試験は、安曇野市職員採用候補者を決定するために行うものです。

受付期間	<p>平成29年11月1日(水)～11月9日(木) (受付時間：午前8時30分～午後5時)</p> <p>受験申込書及び受験票は、安曇野市役所総務部職員課に用意してあります。 郵送による申し込みは、11月9日(木)必着で特定記録郵便等の確実な方法により郵送してください。</p>
第1次試験	<p>平成29年12月10日(日)</p>
お問い合わせ先	<p>〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所本庁舎 総務部職員課職員担当 電話 0263-71-2000 内線 2331 Fax 0263-71-5155</p>

1 試験の種類、試験区分、採用予定人員、受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
中級	保育士	若干名	次の条件を満たす人 ●平成5年4月2日以降に生まれた人 ●保育士及び幼稚園教諭の資格を有する人、 又は平成30年3月末までに保育士及び幼稚園教諭の資格を取得見込みの人（採用決定者が平成30年3月末までに保育士及び幼稚園教諭の資格を取得できなかった場合は採用を取り消します。）

(1) 日本国籍を有しない人も受験できます。（就職が制限されている在留資格の人は除く。）

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 安曇野市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 主な職務内容

保育士の主な職務内容は、保育業務全般となりますが、異なる業務に従事していただく場合があります。

2 試験の日時及び会場

試験区分	日 時	会 場
第1次試験	12月10日（日） 受付時間 午前8時から8時15分	安曇野市役所 安曇野市豊科6000番地 0263-71-2000
第2次試験	1月の予定です。詳細は、第1次試験合格通知書でお知らせします。	

3 受験手続

(1) 受験申込方法 次のいずれかの方法による。

ア 持参による申し込み 安曇野市役所本庁舎2階 総務部職員課 10番窓口

イ 郵送による申し込み 11月9日（木）必着で、特定記録郵便等の確実な方法により総務部職員課まで郵送してください。

持参・郵送共に必要な書類は下記の3種類です。

受験申込書 受験票 保育士証及び幼稚園教諭免許の写し（取得済み者のみ）

郵送の場合の宛て先 〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市役所内 総務部職員課

- (2) 受付期間 平成29年11月1日(水)から11月9日(木)まで(土・日を除く)
(3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
(4) 受験票は、11月13日(月)までに発送する予定です。11月16日(木)までに到着しないときは、11月17日(金)までに総務部職員課(電話 0263-71-2000:内線2331)にお問い合わせください。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

試験区分	試験の種類	試験時間	出題分野
保育士	教養試験(短大卒業程度) 択一式40題 試験時間 2時間	8時45分 ~ 10時45分	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	専門試験 試験時間 1時間30分	11時 ~ 12時30分	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健(精神保育を含む)
	実技試験 試験時間 10分程度	13時15分 ~	保育実技、面接

実技試験は順番に行います。昼食は各自待ち時間にとってください。外食も可能です。

昼食のゴミは各自で処分をお願いします。

試験は実技試験が終了した方から解散となります。

1次試験当日の携行品は次のとおりです。

受験票、鉛筆(HB3本以上)、消しゴム、昼食

(2) 第2次試験

試験区分	試験の種類(予定)	内容(予定)
全区分	理事者面接試験	人柄、性向等についての面接

詳細は第1次試験合格通知書でお知らせします。

5 採用

- (1) 採用の時期は原則として平成30年4月1日となりますが、状況によりそれ以前にも採用される場合があります。
(2) 採用候補者名簿の有効期限は、平成31年3月31日までです。

- (3) 採用後、行政需要の変化又は人材育成の面から、試験区分と異なる業務に従事していただくことがあります。
- (4) 合格者には診断書等を提出していただきます。診断書等提出の結果、受験資格を欠くことが判明した場合や、診断書等を提出できない場合は、合格が取り消しになることがあります。なお、診断書等作成に必要な費用は、合格者の負担となります。

6 外国籍職員の任用について

外国籍の職員は、「公権力の行使」及び「公の意思の形成へ参画」しない職務に就いていただきます。

- (1) 「公権力の行使」に該当する職務と該当しない職務の代表例は、次のとおりです。

試験区分	該当しない職務 (外国籍職員が担当できる職務)	該当する職務 (外国籍職員が担当できない職務)
行政事務	庶務、広報、職員給与、福祉計画、観光、水道経理、社会・学校教育	税の賦課・滞納処分、生活保護
土木	市道の設計・工事監理	都市計画決定・立入り調査

- (2) 「公の意思の形成へ参画」する職は、次のとおりです。
行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

7 給 与

初任給（月額）は、短大卒初任給 158,800 円です。

- (1) 給料月額は現行のものです。採用時まで改定等があった場合は、改定後のものが適用になります。
- (2) 公務員その他の前歴がある人は、規定により前歴調整を行います。
- (3) その他、規定により各種手当が支給されます。